

四日市市訓令第7号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する規程

四日市市社会福祉事務所処務規程（平成9年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p><u>福祉総務課</u> 管理係</p> <p>保護課 (略)</p> <p>高齢福祉課 (略)</p> <p>障害福祉課 (略)</p> <p>こども家庭課 (略)</p> <p>こども発達支援課 (略)</p> <p>保育幼稚園課 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p><u>健康福祉課</u> 管理係</p> <p>保護課 (略)</p> <p>高齢福祉課 (略)</p> <p>障害福祉課 (略)</p> <p>こども家庭課 (略)</p> <p>こども発達支援課 (略)</p> <p>保育幼稚園課 (略)</p>				
<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をもって充てる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をもって充てる。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="236 1910 523 2024"><u>福祉総務課</u></td> <td data-bbox="523 1910 798 2024">健康福祉部<u>福祉総務課</u></td> </tr> </table>	<u>福祉総務課</u>	健康福祉部 <u>福祉総務課</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="866 1910 1153 2024">健康福祉課</td> <td data-bbox="1153 1910 1428 2024">健康福祉部<u>健康福祉課</u></td> </tr> </table>	健康福祉課	健康福祉部 <u>健康福祉課</u>
<u>福祉総務課</u>	健康福祉部 <u>福祉総務課</u>				
健康福祉課	健康福祉部 <u>健康福祉課</u>				

(略)

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

福祉総務課

管理係 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課 (略)

こども家庭課 (略)

こども発達支援課 (略)

保育幼稚園課 (略)

(略)

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健康福祉課

管理係 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課 (略)

こども家庭課 (略)

こども発達支援課 (略)

保育幼稚園課 (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部総務課)